大阪府条例第　　　号

大阪府立少年自然の家条例の一部を改正する条例

　大阪府立少年自然の家条例（昭和六十年大阪府条例第五号）の一部を次のように改正する。

　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （利用料金）第十二条　（略）２　（略）３　前項の利用料金の額は、指定管理者が別表に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について委員会の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。４　委員会は、前項の承認をしたときは、その旨を公示するものとする。５・６　（略）別表（第十二条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 単位 | 金　　　額 |
| 利用するものの構成員 | 利用形態 |
| 児童、生徒等 | 宿泊 | 宿泊棟 | 一人一泊 | 円五九〇 | （略） |
| テント | 四七〇 |
| 日帰り | 一人一日 | 一九〇 |
| その他の者 | 宿泊 | 宿泊棟 | 一人一泊 | 一、三〇〇 |
| テント | 九二〇 |
| 日帰り | 一人一日 | 三五〇 |

　 備考　（略） | （利用料金）第十二条　（略）２　（略）３　前項の利用料金の額は、指定管理者が別表に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。４　前項の承認があったときは、その旨を公示するものとする。５・６　（略）別表（第十二条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 単位 | 金　　　額 |
| 利用するものの構成員 | 利用形態 |
| 児童、生徒等 | 宿泊 | 宿泊棟 | 一人一泊 | 円五四〇 | （略） |
| テント | 四二〇 |
| 日帰り | 一人一日 | 一七〇 |
| その他の者 | 宿泊 | 宿泊棟 | 一人一泊 | 一、二〇〇 |
| テント | 八三〇 |
| 日帰り | 一人一日 | 三二〇 |

　 備考　（略） |
|  |  |

附　則

　この条例は、令和五年四月一日から施行する。